

電気設備の技術基準の解釈の改正要請と民間規格の策定の審議について

日電規委 20 第 035 号
平成 21 年 2 月 16 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解釈」という）の改正要請を経済産業省原子力安全・保安院に提出することについて、平成 21 年 3 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので、お知らせ致します。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

(1) JESC 規格案「高圧ケーブルの遮へい層による高圧用の機械器具の鉄台及び外箱の連接接地」の策定と電技解釈第 29 条（機械器具の鉄台及び外箱の接地）の改正要請

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

(1) JESC 規格案「高圧ケーブルの遮へい層による高圧用の機械器具の鉄台及び外箱の連接接地」の策定と電技解釈第 29 条（機械器具の鉄台及び外箱の接地）の改正要請

a. 規格案及び改正要請を策定した委員会

(社)日本電気協会の配電専門部会

b. 規格案及び改正要請の趣旨、目的、内容等

電路に施設する機械器具の鉄台及び金属製外箱には、漏れ電流による危険を低減するため電技解釈第 29 条により接地工事を施すことが規定されており、高圧用の機械器具（地上設置変圧器又は多回路開閉器と称されるもの等）には、A 種接地工事を施しています。

しかし、解釈第 19 条に規定されている A 種接地工事の接地抵抗値は非常に小さく、低導電率地盤など土壌の特性等から、その接地抵抗値を確保することが技術的、経済的に困難な地域があります。この場合、通常の接地工事と異なり、特殊工法による施工が必要となり多大な費用を要すること、合成抵抗値を測定する手法が確立できたことなどから、本規定の緩和が望まれています。

そこで、合理的な接地による保安確保の観点から、高圧ケーブルの電氣的遮へい層を高圧用の機械器具の金属製外箱に施す接地工事の接地線に接続する場合には、その連接接地の合成抵抗値を A 種接地工事の接地抵抗値以下とすることができるよう電技解釈の改正を要望するものです。

3. 改正要請の提出予定

平成 21 年 4 月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行っておりますので、お問い合わせください。ただし、複写代及び郵送代の実費をご負担ください。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 ((社) 日本電気協会内)

電 話 : 03-3216-0553 内線 270

FAX : 03-3214-6005

E-mail : staff@jesc.gr.jp

所在地 : 〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館 4F

5. 意見提出期間

受付開始日 平成 21 年 2 月 16 日 (月)

受付終了日 平成 21 年 3 月 18 日 (水)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先(住所、電話番号、FAX 若しくは電子メールアドレス)を明記し、書面若しくは電子メールにて提出くださるようお願いいたします。

また、頂きましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承ください。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。